

第5章 青少年の健康と安全

第1節 青少年の健康

1. 青少年の体格 (統計課)

(1) 幼児・児童・生徒の発育状況

平成20年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重および座高の県平均値を年齢別にみると、第5-1-1表のとおりとなっています。

第5-1-1表 年齢別・男女別身長・体重・座高の県平均値と1歳上との格差

性別	学校	学年	年齢	身長 (cm)		体重 (kg)		座高 (cm)		
				平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差	
男	幼稚園		5歳	110.9	6.4	19.0	2.7	62.3	2.9	
	小学校	1年生	6歳	117.3	5.6	21.7	2.4	65.2	2.7	
		2年生	7歳	122.9	5.3	24.1	2.9	67.9	2.4	
		3年生	8歳	128.2	5.4	27.0	2.9	70.3	2.3	
		4年生	9歳	133.6	5.3	29.9	3.4	72.6	2.3	
		5年生	10歳	138.9	5.8	33.3	4.0	74.9	2.6	
		6年生	11歳	144.7	7.3	37.3	6.2	77.5	3.8	
	中学校	1年生	12歳	152.0	7.8	43.5	5.6	81.3	3.8	
		2年生	13歳	159.8	5.6	49.1	5.4	85.1	3.1	
		3年生	14歳	165.4	3.1	54.5	4.2	88.2	2.1	
		高等学校	1年生	15歳	168.5	1.6	58.7	2.2	90.3	1.1
			2年生	16歳	170.1	1.4	60.9	2.6	91.4	0.9
3年生			17歳	171.5		63.5		92.3		
女	幼稚園		5歳	109.8	6.3	18.6	2.4	61.7	2.9	
	小学校	1年生	6歳	116.1	5.5	21.0	2.3	64.6	2.7	
		2年生	7歳	121.6	6.0	23.3	3.2	67.3	2.7	
		3年生	8歳	127.6	5.8	26.5	3.0	70.0	2.5	
		4年生	9歳	133.4	6.9	29.5	4.5	72.5	3.4	
		5年生	10歳	140.3	6.9	34.0	4.8	75.9	3.4	
		6年生	11歳	147.2	5.0	38.8	5.2	79.3	3.1	
	中学校	1年生	12歳	152.2	3.5	44.0	3.6	82.4	1.9	
		2年生	13歳	155.7	1.1	47.6	2.2	84.3	0.8	
		3年生	14歳	156.8	0.8	49.8	2.0	85.1	0.8	
		高等学校	1年生	15歳	157.6	0.6	51.8	1.1	85.9	0.1
			2年生	16歳	158.2	0.8	52.9	0.4	86.0	0.5
3年生			17歳	159.0		53.3		86.5		

(資料) 県統計課「平成20年度学校保健統計調査結果」より

ア 身長

男子の各年齢間の身長差は、12歳と13歳の間が7.8cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が1.4cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の身長差は9歳と10歳、および10歳と11歳の間が6.9cmと最も大きく、また、15歳と16歳の間が最も小さくなっています。

なお、20年度調査の身長で過去の記録を更新した年齢は、男子の6歳および女子の17歳でした。

イ 体 重

男子の各年齢間の体重差は、11歳と12歳の間が6.2kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間が2.2kgと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の体重差は11歳と12歳の間が5.2kgと最も大きく、また、16歳と17歳の間が最も小さくなっています。

ウ 座 高

男子の各年齢間の座高差は、11歳と12歳、および12歳と13歳の間が3.8cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.9cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の座高差は9歳と10歳、および10歳と11歳の間が3.4cmと最も大きく、また、15歳と16歳の間が最も小さくなっています。

なお、20年度調査の座高で過去の記録を更新した年齢は、女子の15歳および17歳でした。

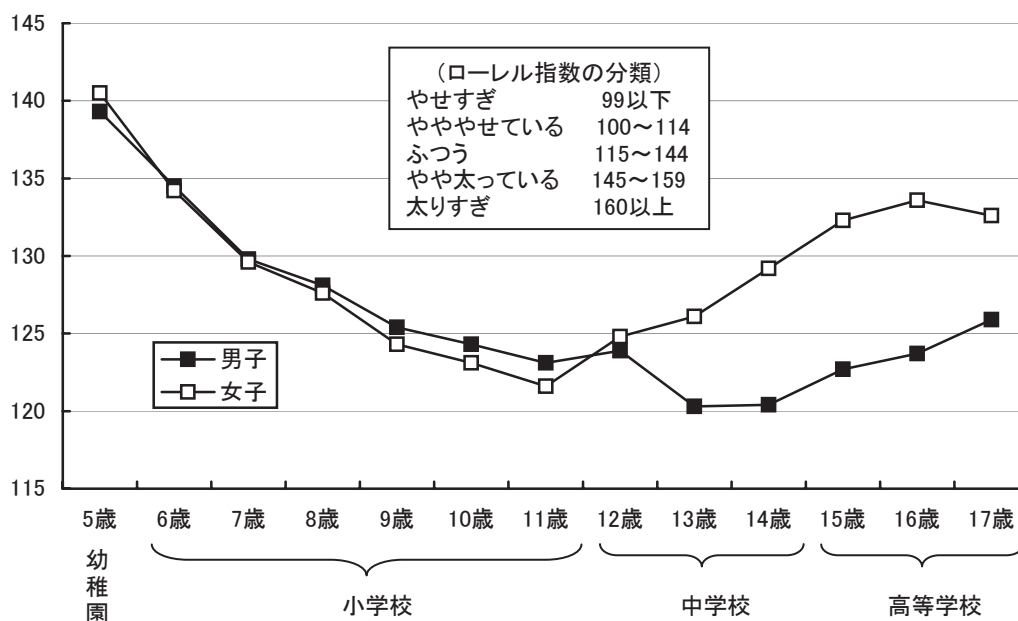
(2) ローレル指数

ローレル指数とは、幼児、児童および生徒の体型や肥満状態を表す指数で、

$$\text{ローレル指数} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(cm)}^3} \times 10^7$$

で求められます。これは、学年全体の傾向や年次推移など集団の傾向を表すのに多く用いられます。この指数を男女別に年齢的变化を比較すると、男女ともほぼ同じ値で幼年期から下降していきませんが、中学生になる頃から次第に男女の特性が顕著に現れ、とりわけ女子の場合、指数は大きく上昇していきます。

第5-1-1図 年齢別・男女別ローレル指数



(資料) 県統計課「平成20年度学校保健統計調査結果」より

2. 青少年の体力 (教委スポーツ健康課)

近年、児童生徒の体力は、昭和60年頃に比べると全国的に見ても低い傾向にあり、肥満傾向の子どもの割合も増えてきています。子どもの体力低下は、将来的には国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こす原因となり、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねません。

そこで、本県では運動に親しみ、心身ともに健康な児童生徒を目指して次の3方向から体力向上や健康の保持増進を推進しています。

①学校教育活動全体を通じて

「総合学習」や「体育的行事の時間」の有効活用。休み時間や放課後の時間における積極的外遊びの推進。食に関する指導の充実。

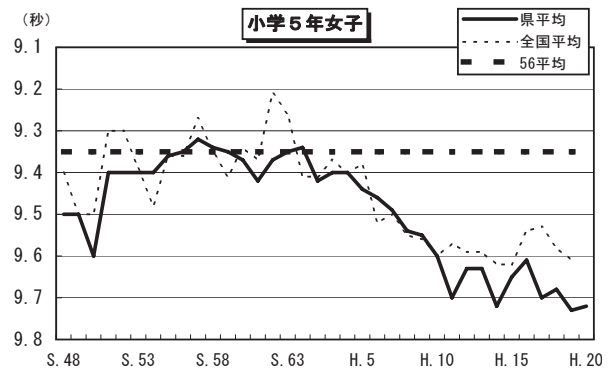
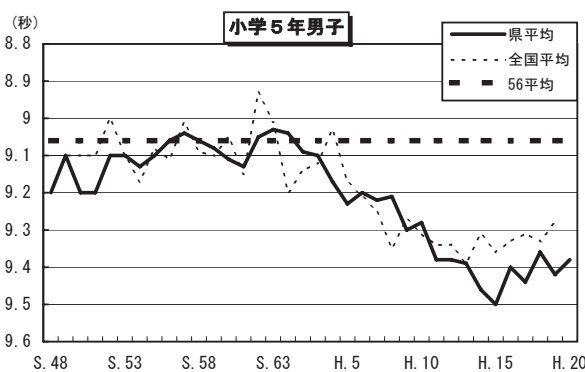
②教科体育指導を通して

体づくり運動の授業を通して、心と体の一体化を図る。運動量を十分確保し、「達成感・成就感・満足感」を生み出すような授業改善。指導効果を高めるための体育指導者の研修を深める。

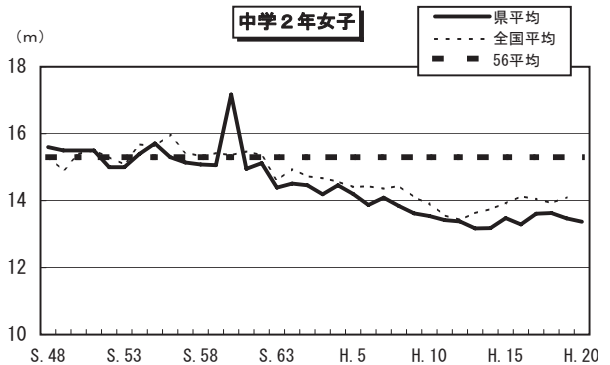
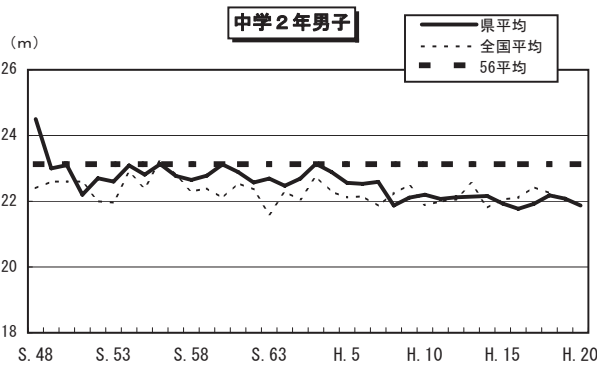
③運動部活動の活性化を通して

指導者の育成や地域の優れた外部指導者の活用。

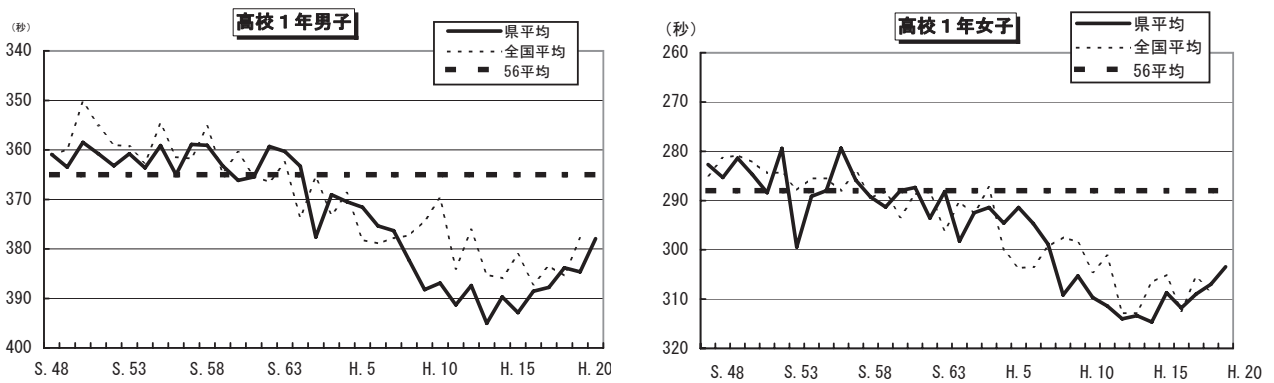
第5-1-2図 50m走平均値(小学校5年生)の推移



第5-1-3図 ハンドボール投げ平均値(中学2年生)の推移



第5-1-4図 持久走平均値（高校1年生）の推移



(資料) 県教委スポーツ健康課「平成20年度児童生徒の体力・運動能力調査」より

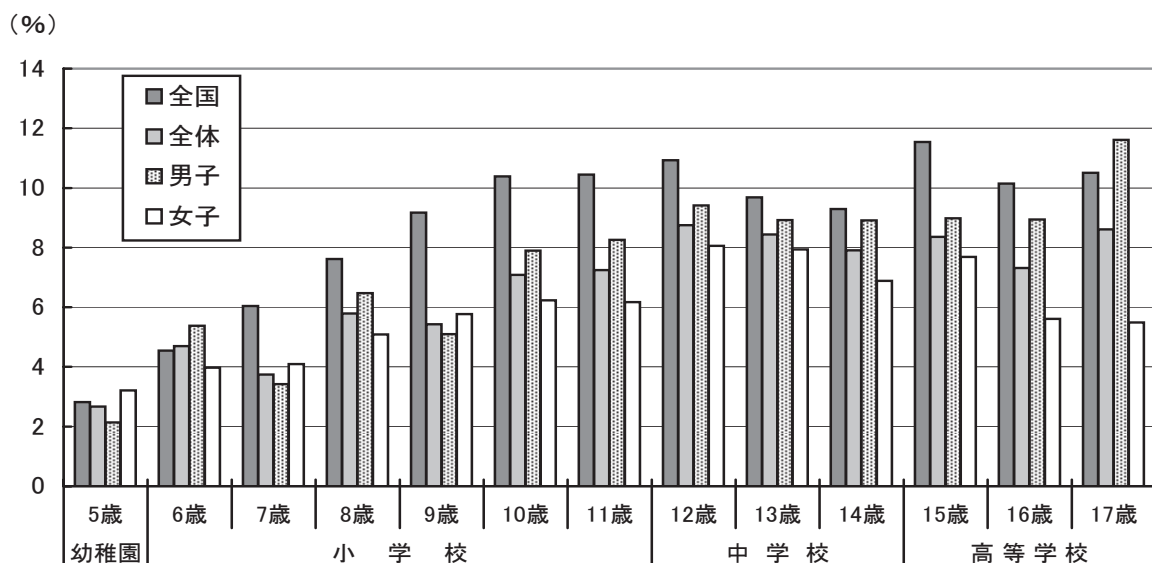
第2節 青少年の食生活 (教委スポーツ健康課)

1. 肥満・やせの状況

肥満は30～60歳代男性の約3割に、痩身傾向の者は20歳代女性の約2割にありますが、このような問題は子どもにも共通していると言われてしています。本県でも以前は、児童・生徒の肥満傾向が指摘されていましたが、肥満傾向児の出現率は全国平均と比較して低くなっています。

一方、痩身傾向児は、女子において、小学校高学年から中学校にかけて突出して高くなっています。思春期の過度の痩身願望によって、将来的に健康への深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。

第5-2-1図 年齢別肥満傾向児の出現率

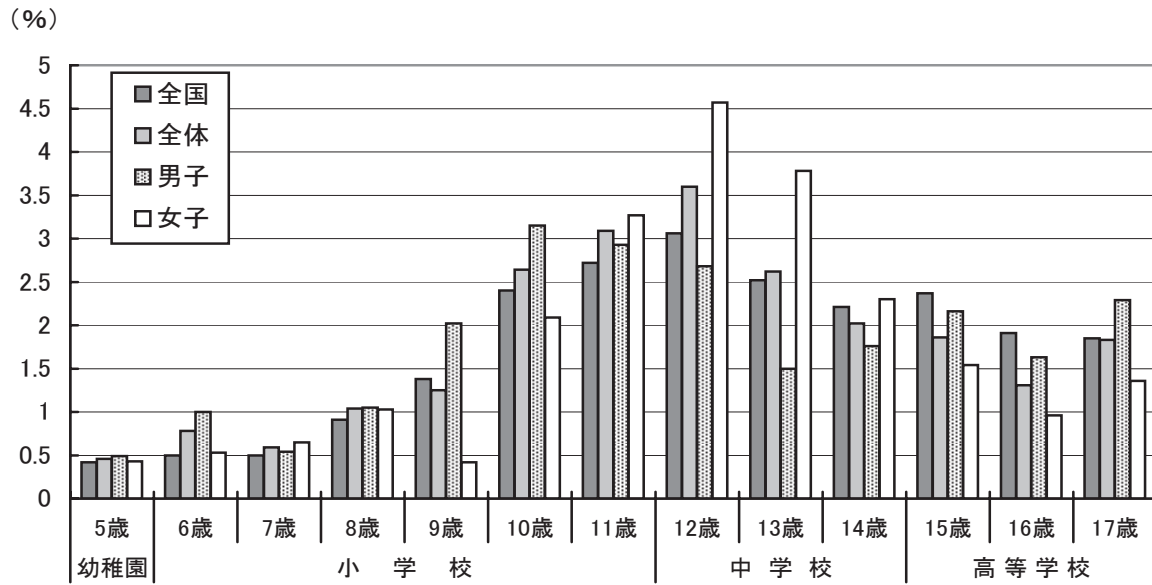


(注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

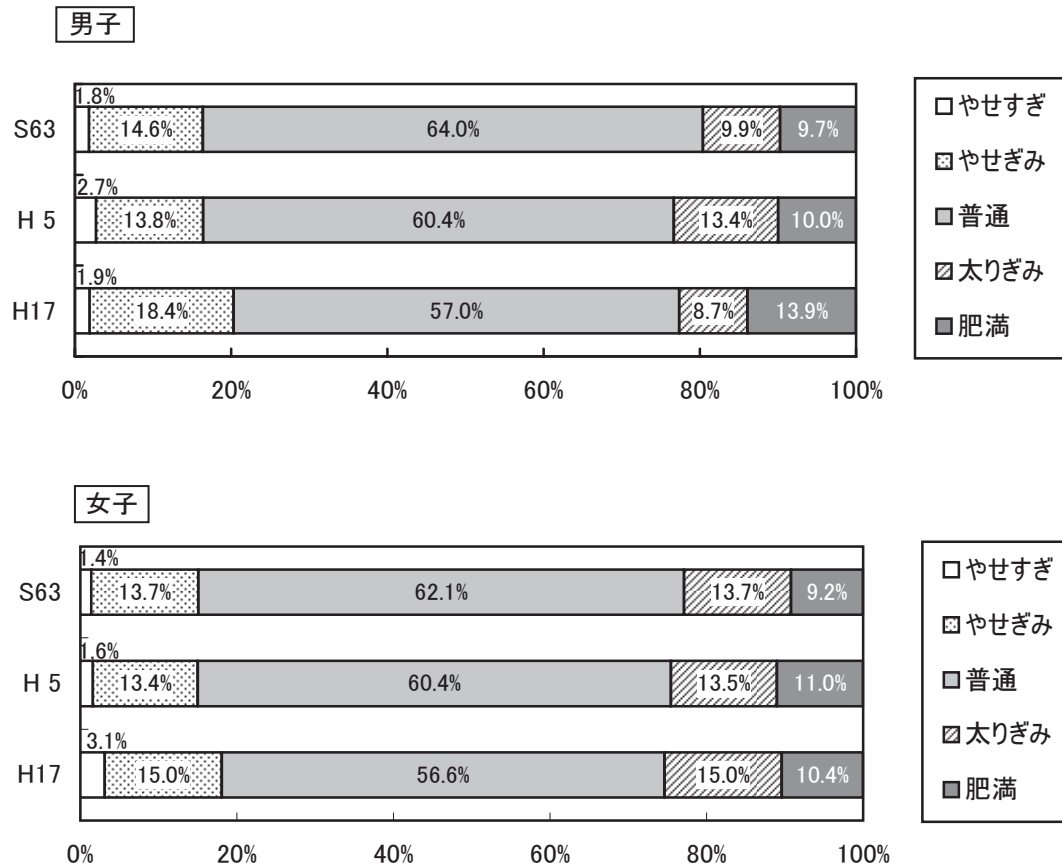
(資料) 文部科学省「平成20年度学校保健統計調査」より

第5-2-2図 年齢別痩身傾向児の出現率



(注) 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者である。
 $肥満度 = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100 (\%)$
 (資料) 文部科学省「平成20年度学校保健統計調査」より

第5-2-3図 体型の年次推移(6~14歳)(全国)

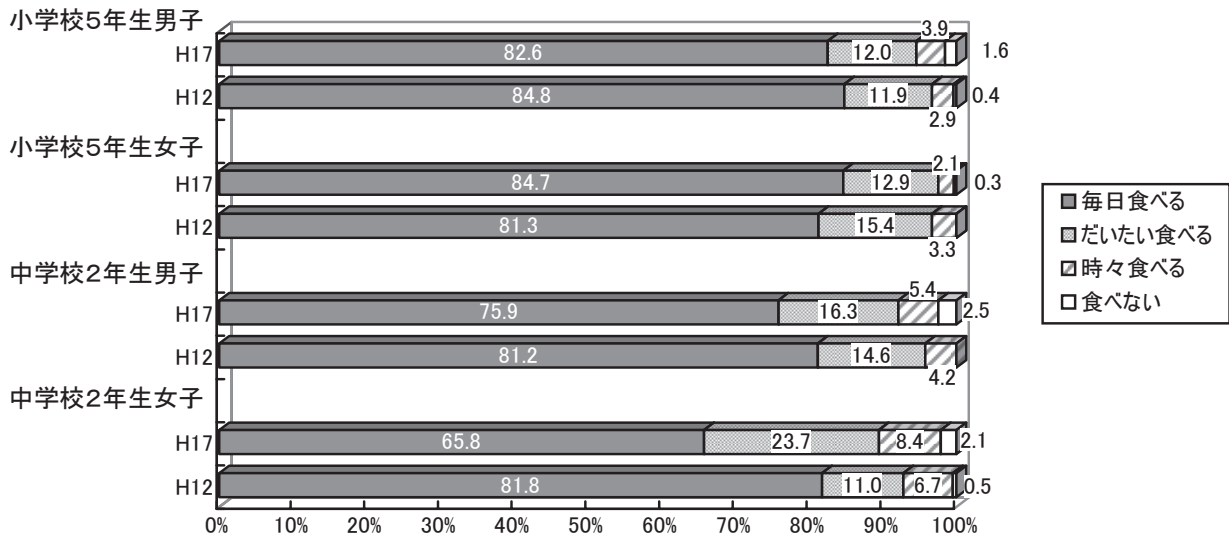


(注) 肥満度判定において、やせすぎ：-20%未満、やせぎみ：-20%以上-10%未満、普通：-10%以上10%未満、太りぎみ：10%以上20%未満、肥満：20%以上の者としている。
 (資料) 厚生労働省「平成17年国民健康・栄養調査」より

2. 朝食の欠食

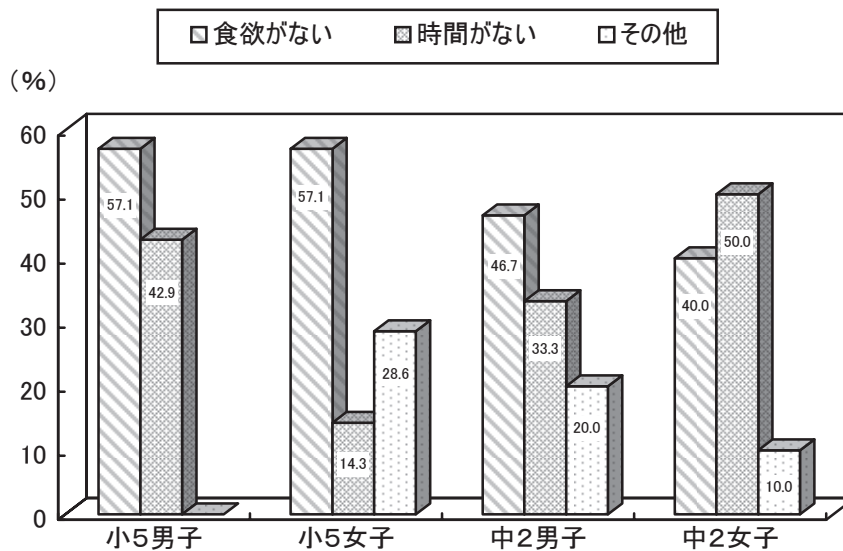
小学生および中学生の朝食の状況を見ると、平成17年では、朝食を「時々食べる」、もしくは「食べない」小学生が3.9%、中学生は9.2%見られます。平成12年と比べると、朝食を「時々食べる」、「食べない」中学生の割合が増加傾向にあり、特に女子について増加しています。

第5-2-4図 朝食の状況



(資料) 県教委スポーツ健康課「平成17年度児童生徒の食事調査」より

第5-2-5図 朝食を食べない(時々食べる)理由

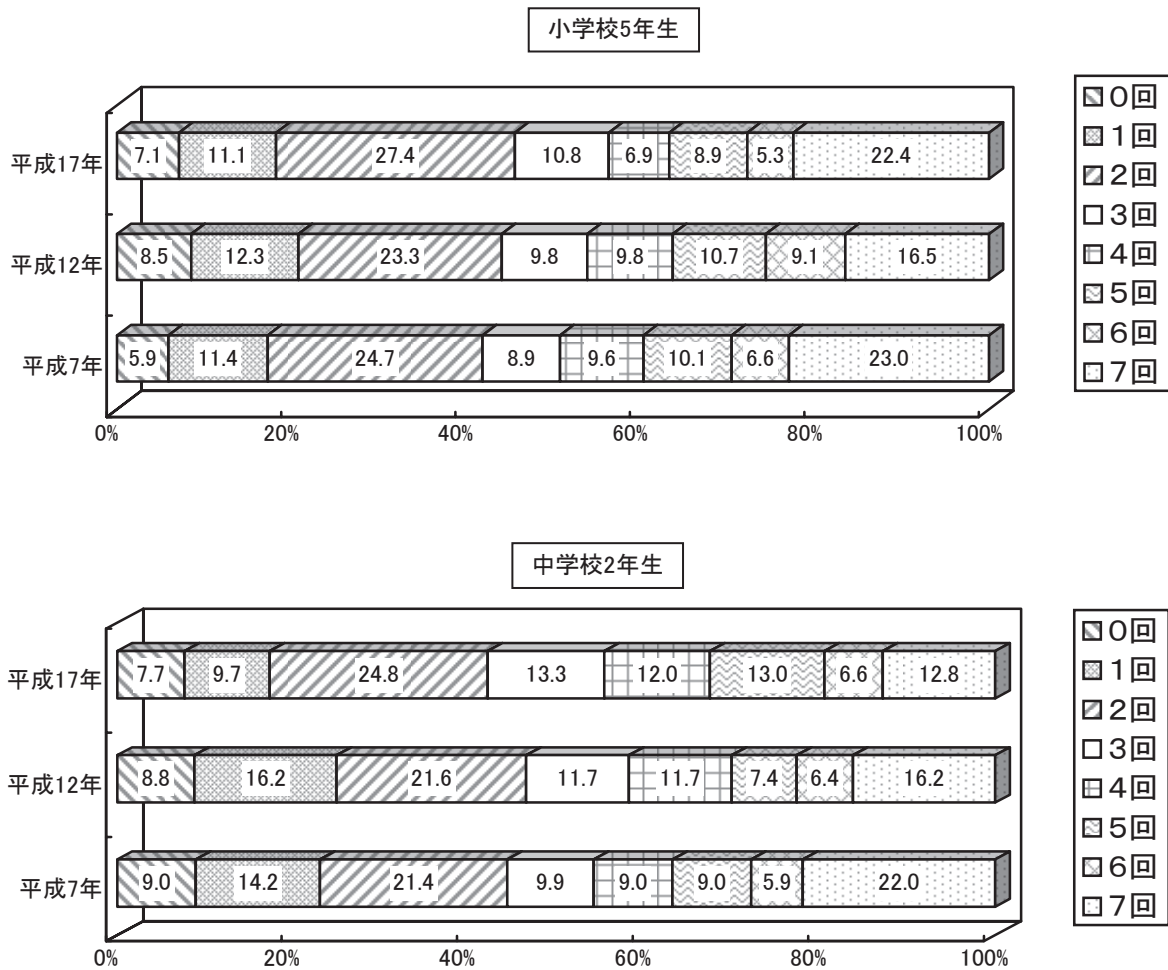


(資料) 県教委スポーツ健康課「平成17年度児童生徒の食事調査」より

3. 家族との食事

家族そろって夕食をとる頻度についてみると、平成17年では、小学生、中学生ともに、週3回以下の割合が、週4回以上の割合より高くなっています。また、平成7年、12年、17年を比較すると、毎日そろって食べる（週7回）中学生の割合が減少しています。

第5-2-6図 1週間のうち家族そろって夕食をとる頻度



(資料) 県教委スポーツ健康課「平成17年度児童生徒の食事調査」より

第3節 青少年の安全

1. 交通事故 (県警交通企画課)

(1) 年齢別発生状況

平成20年中の子ども(中学生以下)の死者数はなく、傷者数は821人で、前年と比べて死者数は2人減少(減少率100.0%)、傷者数は89人減少(減少率9.8%)しています。

高校生は死者数1人、傷者数375人で、前年に比べて死者数は変わらず、傷者数は29人減少(減少率7.2%)しています。

0~24歳の年齢層では、死者数は12人で前年より2人増加(増加率20.0%)、傷者数は3,233人で276人減少(減少率7.9%)しています。

第5-3-1表 青少年の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

単位(人)

		昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	18年	19年	20年
死 者	幼児・園児	13	5	9	4	2	4	1	3	2	0
	小学生	4	6	5	2	0	1	0	2	0	0
	中学生	3	1	0	1	1	0	1	1	0	0
	高校生	9	7	6	4	4	4	4	1	1	1
	0~19歳	46	38	33	30	26	25	11	11	6	6
	20~24歳	-	11	11	24	21	23	20	11	4	6
傷 者	幼児・園児	588	403	383	297	210	264	288	285	260	207
	小学生	483	337	441	369	332	381	363	416	411	382
	中学生	154	79	106	169	173	175	221	245	239	232
	高校生	239	340	250	299	304	347	435	368	404	375
	0~19歳	3,405	1,527	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	1,952	1,877	1,760
	20~24歳	-	853	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,724	1,632	1,473

(資料) 県警交通企画課 提供

(2) 月別発生状況

子ども(中学生以下)の傷者数は5月が95人と最も多く、次いで7月が85人となっています。

高校生の傷者数は、12月が42人で最も多く、次いで11月が40人となっています。

0~24歳の年齢層では、死者は3月が4人で最も多くなっており、傷者数については12月が347人と最も多く、次いで7月が317人となっています。

第5-3-2表 青少年の交通事故月別死傷者数（平成20年）

単位（人）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死	幼児・園児													
	小学生													
	中学生													
	高校生						1							1
	0～19歳						2	2			1		1	6
	20～24歳			4								2		6
傷	幼児・園児	9	12	20	18	26	16	21	18	9	16	15	27	207
	小学生	26	24	43	26	51	32	36	33	25	26	29	31	382
	中学生	25	15	10	18	18	20	28	14	19	21	18	26	232
	高校生	31	30	24	27	37	25	39	21	25	34	40	42	375
	0～19歳	130	113	125	129	183	143	179	139	126	152	155	186	1,760
	20～24歳	96	116	120	120	129	108	138	133	109	139	104	161	1,473

（資料）県警交通企画課 提供

(3) 状態別発生状況

子ども（中学生以下）の傷者数は、自転車乗用中が334人（子ども全傷者数の40.7%）、自動車同乗中が322人（39.2%）、歩行中が161人（19.6%）の順となっています。

高校生の傷者数は、自転車乗用中が259人（高校生全傷者数の69.1%）と最も多く、次いで自動車同乗中の63人（16.8%）となっています。

第5-3-3表 青少年の交通事故状態別死傷者数（平成20年）

単位（人）

状態別		校種	幼児・園児		小学生		中学生		高校生		合計		
			死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	
歩 行 中	対面通行中			2		7		4		3		16	
	背面通行中			1		5		3		2		11	
	横 断	横断歩道			2		25		6		7		40
		横断歩道付近			1		5		1		3		10
		横断歩道橋付近					1						1
	その他			17		38		4		4		63	
	路上遊戯中			2		3		1				6	
	路上作業中												
	路上停止中							1				1	
	その他			11		17		4		2		34	
小計			36		101		24		21		182		
自転車乗用中				25		143		166		259		593	
二輪車	運転中							2	1	26	1	28	
	同乗中			1				1		2		4	
自動車	運転中									2		2	
	同乗中			145		138		39		63		385	
その他										2		2	
合計				207		382		232	1	375	1	1,196	

（資料）県警交通企画課 提供

(4) 違反別発生状況

子ども（中学生以下）の傷者数についてみると、歩行中では、幼（園）児および小学生の飛び出しが多く、幼（園）児が15人（幼・園児の歩行中の傷者数の41.7%）、小学生が31人（小学生の歩行中の傷者数の30.7%）となっています。

自転車乗用中では、小学生は交差点安全進行義務違反が多く44人（小学生の自転車乗用中の傷者数の30.8%）、中学生は安全運転義務違反が多く49人（中学生の自転車乗用中の傷者数の29.5%）となっています。

高校生の二輪車事故についてみると、安全運転義務違反が多く12人（高校生の二輪による事故の41.4%）となっています。

第5-3-4表 違反別死傷者数〔子ども（中学生以下）〕（平成20年）

単位（人・％）

違反	校種	幼児・園児		小学生		中学生		計						
		死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者		前年 対比	構成率		
									前年 対比	構成率				
歩 行 中	信号無視				4							4	2	2.5
	左側通行		2		2		1					5	5	3.1
	車道通行												△ 1	
	横断歩道外横断				2		1					3	△ 12	1.9
	斜め横断		2		1		1					4	△ 1	2.5
	駐車車両の直前直後横断		1		4							5	1	3.1
	走行車両の直前直後横断				10		2					12	4	7.5
	幼児のひとり歩き		10									10	△ 5	6.2
	路上遊戯		1		6							7	1	4.3
	飛び出し		15		31		3		△ 1	100.0		49	△ 13	30.4
	その他				2							2		1.2
	不明													
	違反なし		3		35		14					52	25	32.3
	第3当事者以下		2		4		2					8	△ 15	5.0
	計		36		101		24		△ 1	100.0		161	△ 9	100.0
自 転 車 乗 用 中	信号無視				2		7					9	△ 1	2.7
	右側通行		1		3		14					18	15	5.4
	横断転回禁止違反				15		9					24	24	7.2
	進路変更禁止違反						1					1	1	0.3
	追越し違反													
	右折違反				2		2					4	4	1.2
	左折違反				1		2					3	3	0.9
	優先通行妨害等		3		5		6					14	12	4.2
	交差点安全進行義務違反		3		44		31					78	47	23.4
	交差点徐行違反		1		11		6					18	9	5.4
	指定場所一時不停止等		1		10		10					21	9	6.3
	自転車の通行方法違反				2		1					3	△ 1	0.9
	安全運転義務違反	安全不確認	3		26		25					54	△ 63	16.2
		その他	1		10		24					35	△ 22	10.5
	その他		1		2		5					8	6	2.4
不明														
違反なし		1		6		13					20	△ 54	6.0	
第3当事者以下				3		8					11	7	3.3	
同乗中		10		1		2					13	△ 3	3.9	
計		25		143		166					334	△ 7	100.0	

（資料）県警交通企画課 提供

第5-3-5表 違反別死傷者数〔高校生〕（平成20年）

単位（人・％）

違反		区分	第一当事者	第二当事者	計	前年対比	構成率
四 輪		信号無視	2		2	2	18.2
		優先通行妨害等	1		1	1	9.1
		交差点安全進行義務違反					
		ハンドル・ブレーキ操作不適				△ 2	
		前方不注意	1		1	△ 1	9.1
		その他	6	1	7	△ 4	63.6
		不明					
		違反なし				△ 1	
	計	10	1	11	△ 5	100.0	
二 輪		信号無視	1		1	△ 2	3.4
		右側通行		1	1		3.4
		最高速度違反					
		右左折違反				△ 1	
		優先通行妨害等	2		2	1	6.9
		交差点安全進行義務違反	1	5	6	5	20.7
		徐行場所違反				△ 1	
		指定場所一時不停止等	1		1	△ 2	3.4
		安全運転義務違反					
		ハンドル・ブレーキ操作不適					
		前方不注意	2	1	3	△ 2	10.3
		安全不確認	1	1	2	△ 3	6.9
	その他	1	6	7	△ 3	24.1	
	その他		3	3	2	10.3	
	不明						
	違反なし		3	3	△ 4	10.3	
	計	9	20	29	△ 10	100.0	
自 転 車		信号無視	6		6	△ 5	2.3
		右側通行	2	21	23	20	8.8
		右折違反		1	1		0.4
		優先通行妨害等	3	1	4	3	1.5
		交差点安全進行義務違反	4	77	81	59	31.2
		徐行場所違反		9	9	5	3.5
		指定場所一時不停止等	17	3	20	2	7.7
		自転車の通行方法違反等	1		1	△ 1	0.4
		安全運転義務違反	11	51	62	△ 61	23.8
		その他	9	10	19	15	7.3
		不明					
		違反なし		34	34	△ 40	13.1
	計	53	207	260	△ 3	100.0	
歩 行 者		横断歩道外横断	1		1		5.3
		飛び出し					
		その他		5	5	2	26.3
		不明					
		違反なし		13	13	6	68.4
	計	1	18	19	8	100.0	

（資料）県警交通企画課 提供

(5) 登下校（園）中の発生状況（自動車乗車中を除く）

子ども（中学生以下）の傷者数は142人、また、高校生の死傷者数は194人となっています。

状態別でみると、小学生では傷者数39人のうち、38人（97.4%）が歩行中で、中学生では傷者数100人のうち88人（88.0%）、高校生では死傷者数194人のうち178人（91.8%）がそれぞれ自転車乗用中となっています。

第5-3-6表 登下校（園）中の交通事故発生状況（平成20年）

単位（人）

状態別 校種	歩 行 中				自 転 車 乗 用 中				二 輪 車 乗 用 中			
	死 者		傷 者		死 者		傷 者		死 者		傷 者	
	登 校	下 校	登 校	下 校	登 校	下 校	登 校	下 校	登 校	下 校	登 校	下 校
幼児・園児			1				1				1	
小学生			12	26			1					
中学生			6	4			51	37			2	
高校生			5	9			109	69	1			1

（資料）県警交通企画課 提供

(6) 少年（20歳未満）による交通事故の推移

少年が第一当事者（不注意の程度の高いもの）となった交通事故は561件で、全交通事故の6.2%を占めています。

第5-3-7表 交通事故第一当事者少年の推移

単位（人・%）

		10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
少 年	件 数	686	626	645	579	623	618	621	603	590	594	561
	構 成 率	7.9	7.1	6.8	5.9	6.4	6.0	6.0	6.0	5.9	6.2	6.2
	指 数	100	91	94	84	91	90	91	88	86	87	82
少 年 以 外	件 数	8,017	8,138	8,874	9,267	9,143	9,658	9,671	9,504	9,415	9,032	8,466
	構 成 率	92.1	92.9	93.2	94.1	93.6	94.0	94.0	94.0	94.1	93.8	93.8
	指 数	100	102	111	116	114	120	121	119	117	113	106
計		8,703	8,764	9,519	9,846	9,766	10,276	10,292	10,107	10,005	9,626	9,027
指 数		100	101	109	113	112	118	118	116	115	111	104

（注）少年以外には、当事者不明を含む

（資料）県警交通企画課 提供

2. 水難・船舶事故 (県警地域課)

(1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

毎年、水難・船舶事故とも夏場を中心に発生しています。過去5年間の水難・船舶事故は218件発生し、このうち少年が関係する事故等が47件で全体の21.6パーセントを占めています。

少年が関係した事故等の態様で多いのは、水難は遊泳中や水遊び中、船舶事故は衝突事故や漂流事故です。

第5-3-8表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項目	年 別	平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年	
	事 故 種 別	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶
事故発生数	発 生 件 数 (件)	12	27	8	33	8	35	12	37	12	34
	総 数	39		41		43		49		46	
	少年の関係件数(件)	6	5	2	6	3	9	3	5	4	4
	総 数	11		8		12		8		8	
	少年の占める割合	28.2%		19.5%		27.9%		16.3%		17.4%	
死者数	死者・不明者数(人)	7	2	5	2	4	4	8	1	7	5
	総 数	9		7		8		9		12	
	少年の死者数(人)	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0
	総 数	3		2		0		1		0	
	少年の占める割合	33.3%		28.6%		0.0%		11.1%		0.0%	
負傷者数	負 傷 者 数 (人)	1	8	0	22	1	12	0	19	1	14
	総 数	9		22		13		19		15	
	少年の負傷者数(人)	1	0	0	8	0	1	0	2	1	4
	総 数	1		8		1		2		5	
	少年の占める割合	11.1%		36.4%		7.7%		10.5%		33.3%	
無事救助者	救 助 者 数 (人)	4	273	3	61	9	63	5	56	6	36
	総 数	277		64		72		61		42	
	少年の救助者数(人)	2	186	1	6	5	12	2	4	4	2
	総 数	188		7		17		6		6	
	少年の占める割合	67.9%		10.9%		23.6%		9.8%		14.3%	
被災者合計数	全 被 災 者 数 (人)	12	283	8	85	14	79	13	76	14	55
	総 数	295		93		93		89		69	
	少年被災者数(人)	6	186	2	15	5	13	3	6	5	6
	総 数	192		17		18		9		11	
	少年の被災率(%)	50.0%	65.7%	25.0%	17.6%	35.7%	16.5%	23.1%	7.9%	35.7%	10.9%
全少年被災率(%)	65.1%		18.3%		19.4%		10.1%		15.9%		

(資料) 県警地域課 提供

(2) 平成20年中の水難・船舶事故の発生状況

平成20年中の水難・船舶事故は46件発生し、このうち少年が関係する事故等は8件で全体の17.4パーセントを占めています。

少年が関係した事故等の態様で多いのは、水難では遊泳中や水遊び中、船舶事故では衝突事故や転落事故です。

3. 山岳遭難 (県警地域課)

(1) 過去5年間の山岳遭難の発生状況

毎年、山岳遭難は年間を通じて発生しています。過去5年間の山岳遭難は156件発生し、このうち少年が関係する山岳遭難は8件で全体の5.1パーセントを占めています。

少年が関係した山岳遭難の態様で多いのは、道迷いです。

第5-3-9表 過去5年間の山岳遭難発生状況

区分		年別				
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
件数	発生件数(件)	26	36	30	29	35
	少年の占める件数	3	3	1	1	0
	少年の占める割合	11.5%	8.3%	3.3%	3.4%	0.0%
死亡	死者・不明者数(人)	2	2	7	2	2
	少年死者数(人)	0	0	0	0	0
負傷	負傷者数(人)	9	23	18	19	17
	少年負傷者数(人)	0	0	4	0	0
救助	無事救助者数(人)	45	29	28	16	23
	少年救助者数(人)	9	5	0	1	0
被災率	全被災者数(人)	56	54	53	37	42
	少年被災者数(人)	9	5	4	1	0
	少年の被災率(%)	16.1%	9.3%	7.5%	2.7%	0.0%

(資料) 県警地域課 提供

(2) 平成20年中の山岳遭難の発生状況

平成20年中の山岳遭難は35件発生し、少年が関係する山岳遭難の発生はありません。

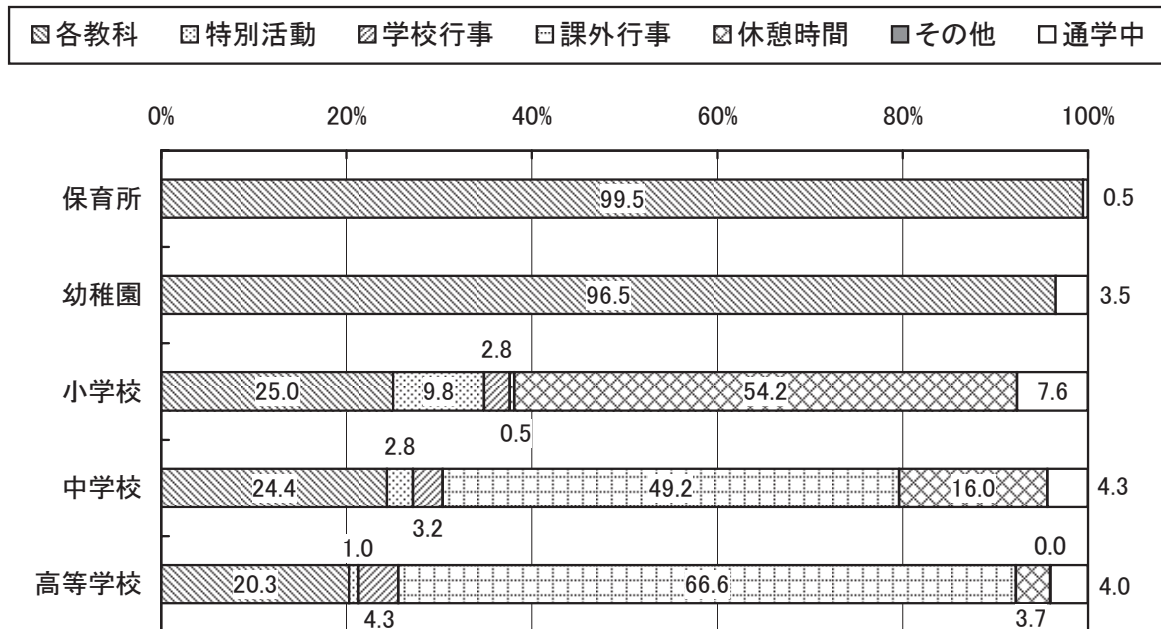
4. 学校管理下における災害 (子ども・青少年局)

平成20年度の学校管理下における負傷の災害発生状況を校種別で見ると、中学校の発生率が一番高く12.1%、次いで小学校の7.8%、高等学校(全日制・定時制・通信制)の6.9%、保育所の3.4%、幼稚園の3.0%の順になっています。

小学校では休憩時間の災害が最も多く、中学校・高等学校では課外行事中(主に部活動中)の災害が全体の半数前後を占めています。

第5-3-10表 平成20年度 災害共済加入者数と負傷の校種別・場合別災害発生状況

	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	保育所	合計
加入者数(人)	87,743	42,342	40,282	20,140	22,061	212,568
負傷の災害発生件数(件)	6,861	5,129	2,785	601	745	16,121
災害発生率(%)	7.8	12.1	6.9	3.0	3.4	7.6



(資料提供) 独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所

第4節 犯罪や虐待による被害

1. 犯罪被害の状況 (県警少年課)

平成20年に少年が被害者となった刑法犯の認知件数は3,109件で、前年に比べて97件(3.0%)減少しました。

包括罪種別では、窃盗犯が2,765件と前年に比べ44件(1.6%)減少しており、中でも乗り物盗は2,258件で63件減少しています。

また、その他の犯罪でも減少しており、粗暴犯は104件で1件(1.0%)、風俗犯は31件で10件(24.4%)、その他の刑法犯については、177件で前年に比べて39件(18.1%)の減少となり、凶悪犯については、12件で前年と同数になりました。

年齢別では、13～19歳の被害が2,924件と94.0%を占めています。

第5-4-1表 少年の刑法犯被害認知件数(平成19年、20年)

	平成19年				平成20年				前年比 (被害少年)
	被害少年 総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	被害少年 総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	
刑法犯認知件数	3,206	4 (1)	170 (66)	3,032 (1093)	3,109	5 (1)	180 (75)	2,924 (1081)	-97
凶悪犯	12	1 (0)	1 (0)	10 (8)	12	1 (0)	2 (2)	9 (5)	0
殺人	2	1	1		3	1	1 (1)	1	1
強盗	2			2	4			4 (1)	2
放火	0				0				0
強姦	8			8 (8)	5		1 (1)	4 (4)	-3
粗暴犯	105	3 (1)	8 (3)	94 (33)	104	3 (1)	13 (3)	88 (21)	-1
凶器準備集合	0				0				0
暴行	37		5 (3)	32 (18)	26		3	23 (8)	-11
傷害	57	3 (1)	3	51 (12)	56	3 (1)	9 (2)	44 (11)	-1
脅迫	2			2 (2)	1			1 (1)	-1
恐喝	9			9 (1)	21		1 (1)	20 (1)	12
窃盗犯	2,809	0 (0)	142 (51)	2,667 (924)	2,765	0 (0)	148 (58)	2,617 (965)	-44
侵入盗	40		2 (1)	38 (24)	27			27 (5)	-13
乗り物盗	2,321		118 (38)	2,203 (698)	2,258		130 (49)	2,128 (748)	-63
非侵入盗	448		22 (12)	426 (202)	480		18 (9)	462 (212)	32
知能犯	23			23 (12)	20			20 (8)	-3
風俗犯	41		9 (8)	32 (32)	31		9 (9)	22 (22)	-10
うち)強制わいせつ	41		9 (8)	32 (32)	30		9 (9)	21 (21)	-11
その他	216		10 (4)	206 (84)	177	1	8 (3)	168 (60)	-39

(資料) 県警少年課 提供

第5-4-2表 福祉を害された少年の数（平成19年、20年）

違反法令	被害者		学 齢 に 達 し な い 者		小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等	有 職 少 年		無 職 少 年				
	被害者総数	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)			
総 数	72	66				23	23	32	27	1	1	3	2	13	13
風 営 適 正 化 法	14	14				2	2	4	4			1	1	7	7
風俗営業の接待業務	14	14				2	2	4	4			1	1	7	7
風俗営業の接客業務															
飲食店営業の接客業務															
児 童 福 祉 法	1	1						1	1						
淫行させる行為	1	1						1	1						
児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 法	18	17				7	7	8	7	1	1			2	2
児 童 買 春	14	13				5	5	6	5	1	1			2	2
児童買春勧誘															
特定少数に対する提供															
単 純 製 造	2	2						2	2						
児童買春周旋	2	2				2	2								
労 働 基 準 法	4	4				3	3							1	1
年少者に関する深夜業	4	4				3	3							1	1
覚 せ い 剤 取 締 法	2	2										1	1	1	1
譲 渡															
使 用	2	2										1	1	1	1
出 会 い 系 サ イ ト 規 制 法															
児童に対する性交等誘引															
青 少 年 健 全 育 成 条 例	26	23				9	9	17	14						
そ の 他	7	5				2	2	2	1			1	1	2	2

（資料）県警少年課 提供

2. 児童虐待の状況（子ども・青少年局）

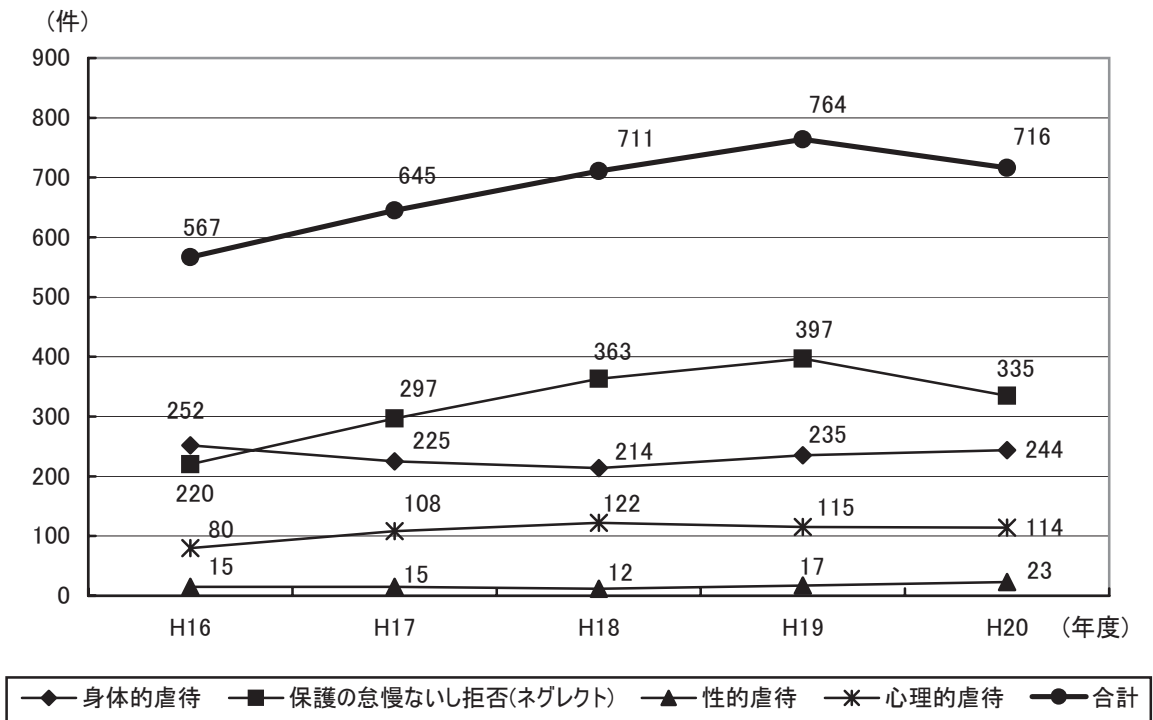
児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

本県の児童虐待相談件数は年々増えつづけ、平成20年度は2,335件（18歳未満人口の約1%）で、深刻な児童虐待事例も発生しています。さらに、児童福祉法等の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定されるなど、社会的養護を必要とする子どもが支援を受けられる相談体制や社会資源の充実がより一層求められています。

このような中、平成19年6月に、滋賀県子ども条例第12条に基づき、滋賀県児童虐待防止計画を策定し、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の相談件数》市町2,307件＋子ども家庭相談センター716件－688件（重複分）＝2,335件

第5-4-1図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数の推移



(資料) 県子ども・青少年局

第5-4-3表 児童虐待に関する検挙状況 (平成19年、20年)

区分	平成19年	平成20年	増減
身体的虐待	7	3	-4
殺人	1	1	
殺人未遂			
傷害	6	2	-4
傷害致死			
暴行			
怠慢又は拒否			
保護者遺棄			
保護者遺棄致死			
性的虐待	1		-1
強姦			
強制わいせつ			
児童福祉法違反	1		-1
青少年育成条例			
心理的虐待			
合計	8	3	-5

(資料) 県警少年課 提供

3. 子ども110番の家設置状況 (県警生活安全企画課)

「子ども110番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども110番の家(店・車)」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども110番の家(店・車)設置状況(平成21年3月末現在)

◎「子ども110番の家」として把握している一般家庭……………10,797戸

◎「子ども110番の店(車)」として把握をしている主な事業者等 …… 7,457箇所 2,509台